

第9期決算公告

平成30年6月28日

東京都港区芝二丁目6番1号
株式会社長谷工リフォーム
代表取締役 河合 英樹

貸借対照表（平成30年3月31日現在）

（単位：千円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,888,741	流動負債	6,809,222
現金及び預金	2,324,365	工事未払金	4,766,835
完成工事未収入金	6,063,141	営業未払金	1,873
営業未収入金	5,154	リース債務	10,486
未成工事支出金	1,141,670	未払金	20,640
貯蔵品	347	未払費用	412,707
前払費用	135,038	未払法人税等	63,199
未収入金	18,336	未払事業所税	9,047
連結法人税未収入金	21,237	未払消費税等	119,880
仮払金	1,091	前受金	108
立替金	1,992	未成工事受入金	867,865
差入保証金	370	預り金	44,405
繰延税金資産	176,000	賞与引当金	209,803
		完成工事補償引当金	282,374
固定資産	1,235,014	固定負債	150,252
有形固定資産	103,330	リース債務	14,514
建物	61,657	退職給付引当金	33,286
工具器具備品	18,650	資産除去債務	21,057
リース資産	23,024	株式給付引当金	71,653
無形固定資産	43,803	役員株式給付引当金	9,743
ソフトウェア	43,803	負債合計	6,959,475
		純資産の部	
投資その他の資産	1,087,880	株主資本	4,164,280
差入保証金	45,980	資本金	300,000
長期前払費用	44	資本剰余金	843,974
長期未収入金	1,895	資本準備金	75,000
前払年金費用	996,856	その他資本剰余金	768,974
その他投資等	15,000	利益剰余金	3,020,306
長期繰延税金資産	30,000	その他利益剰余金	3,020,306
貸倒引当金	△ 1,895	繰越利益剰余金	3,020,306
		（当期純利益）	（784,264）
		純資産合計	4,164,280
資産合計	11,123,755	負債及び純資産合計	11,123,755

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
未成工事支出金
個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）
によっております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
売掛債権、その他これに準ずる債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により、按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理をすることとしております。
尚、長谷工企業年金基金に加入していない従業員については、期末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 - (4) 完成工事補償引当金
当社の請負う修繕工事について、竣工後の一定時期に補修箇所の有無を点検することを約定しており、これらの将来発生する点検費用に備えることを目的として、過去の点検費用の実績単価に基づき計上しております。
 - (5) 株式給付引当金
株式給付規程に基づく株式会社長谷工コーポレーション株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - (6) 役員株式給付引当金
役員株式給付規程に基づく株式会社長谷工コーポレーション株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
請負工事の収益計上基準について、請負金額1億円以上の請負工事については工事進行基準により、その他の請負工事については、工事完成基準によっております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理方法
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
 - (2) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。